

第 4 回

新宿区障害者施策推進協議会

令和6年1月30日（火）

新宿区福祉部障害者福祉課

午後 2時00分開会

○障害者福祉課長 皆様こんにちは。障害者福祉課長の渡辺でございます。

本日はお忙しいところ、会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、会議のほうを始めさせていただければと存じます。着座にて失礼いたします。

本日は、令和5年度の第4回新宿区障害者施策推進協議会でございます。今年度は計画の策定について皆様に御議論いただいておりますけれども、本日の協議会を経て計画策定というふうに進んでまいりたいと思っておりますので、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、まず発言の際のマイクについて申し上げます。お手元に黒いマイクがございますけれども、御発言の際はマイクの一番下の細長い、横に長いボタンがございますので、こちらのボタンを押していただいて、緑のランプが点灯しますので、それを確認の後、御発言いただきますよう御願いたします。また、御発言の後には同じボタンを押していただいて、マイクを消していただくようお願いいたします。

続きまして、区の職員の人事異動に伴いまして委員の交代がございましたので御報告申し上げます。総合政策部長の前平井委員から菊島委員に変更となっておりますけれども、本日、菊島委員は所用により御欠席でございます。菊島委員含めまして、続きまして、本日御欠席の連絡をいただいている委員を御報告いたします。御所産委員、生田委員、今申しあげました菊島委員、それから秋山委員、柳田委員、小川真一郎委員の6名から事前に御欠席の連絡をいただいております。また、現在のところ、連絡はいただいておりますが、力武委員と星野委員も現在のところお見えになってない状況でございますが、委員29人中過半数以上御出席いただいておりますので、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、会の進行のほうを村川会長、よろしくお願いいたします。

○村川会長 皆さんこんにちは。それでは、早速、令和5年度第4回の新宿区障害者施策推進協議会を始めさせていただきます。

本日は、お手元の次第に従いまして進めてまいります。午後4時頃をめぐって2時間の予定ということでございますので、ひとつ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。なお、本日の議事につきましては、お手元に次第がございますが、5つほど位置づけられておまして、1つには、新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画素案についてのパブリック・コメントが実施されまして、その実施結果について、2つ

目として、素案へのパブリック・コメント及び回答案について、さらに3つ目には、素案からの変更点について、4つ目に、3種類の計画の（案）ということについて御協議の上、どう進めるかということでございます。そして、その他事項ということでもあります。

それでは初めに、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○福祉推進係主任 それでは、事前送付資料と机上配付資料の確認をさせていただきます。

事前送付資料につきましては、まず資料1、「新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」素案パブリック・コメント等の実施結果（概要）とあるA4、1枚のものです。次に資料2、「新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」（素案）パブリック・コメント意見要旨及び区の対応（案）、A4ホチキス留めのものです。次に、資料3、同じくホチキス留めのもので、障害者団体等説明会意見要旨及び区の対応（案）、次に、資料4、A4、1枚横の資料です。

「新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」（素案）からの主な変更点（案）、次に、資料5が分厚いホチキス留めの冊子です。新宿区障害者計画等の（案）でございます。次に、資料6、これがA4横ホチキス留めのものです。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について、次に、資料7-1、カラー刷りのA4、1枚のものです。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針概要、次に、資料7-2、ホチキス留めのもので、新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領の施行に関する要綱、また机上配付資料としまして、次第のほか座席表、また資料2の差し替え、資料5の差し替え、クリーム色の新宿区障害者生活実態調査の報告書、現計画の冊子でございます。

不足等ございましたら、お手数ですが、事務局までお知らせください。

○村川会長 資料のほうはよろしゅうございますか。

それでは、早速議事に入ってまいりたいと思いますが、本日予定されております第1の議題として、「新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」（素案）のパブリック・コメントの実施結果について、まず事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 それでは、資料1を御用意ください。

まず、パブリック・コメントの実施期間は、令和5年10月25日から令和5年11月27日までの約1か月間行いました。意見の提出者は16名となっております。16名の中には、個人の方も、団体の方も含んでの件数となっております。

意見の提出方法、内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

次に3番目、意見数及び意見の計画への反映等になります。16名の方から全部で150件の御意見をいただきました。

意見の内容の反映につきましては、この記載のとおりでございます。この反映に関する考え方ですけれども、Aは、御意見を受け、計画の素案そのものを修正したものとさせていただいております。Bは、御意見の趣旨が素案の方向性と同じということで、素案の中に何らかの記載があるものです。

また、御意見の趣旨が区の考え方と同様であっても、計画に記載するのではなく、各施策を行う中で取り組む内容についてはCとさせていただいております。

次に、裏面を御覧ください。

こちらは、障害者団体等への説明会における意見についてです。

説明会の実施結果につきましては、御覧のとおりとなります。

その中でいただいた意見数は91件でした。その意見の中の計画の反映につきましては、記載のとおりの内訳となっております。

説明は以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、この関係について、御質問等ございましたら、各委員からお出しただけだと思います。いかがでしょうか。

パブリック・コメント全体としては16件、具体的な項目件数としては150件、御意見をいただいたと。その後どういう対応があるか、この後お話があると思いますが、また団体説明におきましても延べで91件御意見をいただいたところでありますので、これらを受け止めながら、計画素案の若干の修正等もあるかと思ひますし、それ以外の事項を深めてまいりたいと思ひますが、特段ございませんようでしたら、この第1の議題であります、パブリック・コメントの実施結果については御了解いただけたものということで、次に進んでまいりたいと思ひます。

それでは、2番目の議題ということでございまして、今項目として整理されました3種類の計画素案についてのパブリック・コメント及び回答案につきまして議事に入りますが、それでは事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 それでは、資料2を御用意ください。

こちらは、パブリック・コメントでの御意見の要旨と、それに対する区の対応、こちらは

先ほどの反映させるですとか、御意見として何うとか、そういったところと、一番右側にそれに関する区の考え方、どのような考え方でこの回答になったのかということに記載させていただいております。

本日御用意した資料では、意見を関連する施策順に並べ直した上で通し番号を振っております。時間の都合から、主なものや全体の傾向について御紹介をいたします。なお、1月11日の専門部会でも御意見をいただきながら作成をしたものとなります。

まず、全体的に多くの意見を寄せられたテーマとしましては、クライシスプランや福祉避難所を含む防災や緊急時対応等、また手話やデジタル支援を含む情報アクセシビリティに関するもの、また地域活動支援センターに関するもの、またホームドア等のバリアフリーに関するもの、また短期入所に関するものなどを多く寄せられております。

それでは、まず資料2の5ページ目を御覧ください。22番の御意見です。

学校卒業後、放課後等デイサービスを利用できなくなり、就労継続が困難になる家族が増えている。家族の高齢化や障害当事者の障害の重度化によって地域生活の継続が困難になっている家庭もあるため、日中活動後や休日の支援が必要であるという、いわゆるトワイライトに関する御意見です。支援の需要に関しては認識しており、今後も引き続き障害者福祉事業所開設の相談が区に寄せられた際には、日中活動後や休日に支援を行う事業所の開設が望まれていることを伝え実施を促す一方、事業実施を行う事業所に対しては、安定した運営となるよう支援していきますということで、今後の取組の参考とするという回答としております。

次に、6ページ目の26番です。

こちらは、障害児を受け入れるショートステイを増やしてほしいという御意見です。

こちらに関しましては、新宿生活実習所の新施設では1床増床予定であることや、シャロームみなみ風やNPO法人による事業所により、障害児を対象とする短期入所を実施しており、今後、新規短期入所事業所の開設の相談があった際には、障害児のニーズを伝えていくということから、今後の取組の参考とするとしています。

少し飛びまして16ページ目を御覧ください。

こちら72番、障害者福祉センターにおけるフリーWi-Fiの環境整備についての御意見です。次の73番、74番も、Wi-Fiに関する御意見をいただいております。こちらに関しましては、障害者福祉センターでは設置を予定しており、また次の74番に関しましても、視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーにおいても、今後の環境整備について検討してい

くため、意見の趣旨に沿って計画を推進するとしております。

次に、18ページ目を御覧ください。

78番の御意見です。失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を実施し、新宿区障害者計画に位置づけてほしいという御意見です。

こちらは、意見の趣旨を計画に反映するとしております。現在、失語症者に向けた意思疎通支援者の派遣に向けて準備を進めておりますので、失語症者に対して障害の特性に応じた意思疎通支援を実施していきますと追記を行います。

次に、23ページ目を御覧ください。

98番の御意見です。視覚障害者の方より、駅構内のエレベーターの場所を示すサイン音について、今後の設置計画があれば教えてくださいという御質問です。

こちらに関しましては、新宿区移動等円滑化促進方針に基づき、電車の到着に合わせエレベーターの位置をアナウンスするなどの配慮事項について、鉄道事業者に働きかけを行いますというような形で質問に回答するとしております。ほかにも駅の改札の無人化ですとか、その次の24ページ以降も、音響信号ですとか、横断歩道の段差解消等に関する御意見をいただいております。

次に、26ページ目を御覧ください。

108番以降、避難所等、防災に関する御意見をいただいております。

めくっていただきまして、29ページ目、115番を御覧ください。116番、117番も同様に、個別避難計画に関する御意見をいただいておりますが、こちらに関しては、区では要配慮者災害用セルフプランの作成により、発災時に命を守るために適切な行動を取れるよう取組を進めておりますので、意見として伺うとしております。

また、資料2の机上配付の差し替え資料を御覧ください。

こちらの裏面の108番です。意見要旨として、避難所を利用する際、避難所までの誘導、利用サポートは誰がするのか教えてくださいという御意見です。こちらは、意見の趣旨を踏まえて、専門部会後に修正をしております、回答の中で誘導についての対応、また、避難所での運営について追記をしております。

同じ面の135番や139番等につきましては、地域活動支援センターに関する御意見です。十分な補助が必要であるという御意見をいただいております、現在、必要な補助額の見直しについて検討しておりますので、意見の趣旨に添って計画を推進すると、Cの対応としております。

パブリック・コメントについての説明は以上となります。

次に、資料3を御覧ください。

こちらは、障害者団体等説明会でいただいた意見の要旨となります。

まず、全体的な傾向として多くの意見を寄せられたテーマとしましては、新設されるグループホーム等に関する意見や御質問、また防災や緊急時の対応等、また就労支援などに関する御意見を多く寄せられました。

こちらにも主だったものを御紹介させていただきますが、5ページ目の21番以降が新規開設グループホーム等の進捗状況や対象者等についての御質問となります。

次に、12ページ目を御覧ください。

56番、各種手続における合理的配慮や情報アクセシビリティの向上、スマートフォン・タブレット等の利用支援をお願いしたいという御意見です。

こちらにつきましては、個別施策38の中で、年齢や障害の有無などに関係なく誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け利用できるよう支援していく旨の記載をしておりますので、意見の趣旨は素案の方向性と同じですというふうにしております。

次に、13ページ目の63番以降、災害関連の御質問は説明会でもいただきました。その中で、15ページ目の71番の御意見を御覧ください。

こちらは、聴覚障害者にも対応した防災無線の整備をお願いしたいという御意見です。

こちらにつきましては、防災ラジオの無償貸与を行っており、聴覚障害者も利用できるように文字表示機能がある器機も配備していますと追記をいたします。

説明は以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま資料2、3及び補足を含めましてパブリック・コメントにおいて実際にお出しいただいた御意見を踏まえて、そのうち1項目については計画素案を修正し、また、その他については、その計画に盛り込まれた方向性と趣旨が同じだということを御理解いただきながら、関連する施策を推進するなど、そういったことが区として予定されるということが説明があったわけでございます。

それでは、早速、各委員から今説明のありました項目、あるいはそれ以外でも結構ですが、御意見、御質問どちらでも結構でございますので、どなたからでもお出しいただければと思いますがいかがでしょうか。

どうぞ松田委員さん。

○松田（暁）委員 オフィスクローバーの松田と申します。

私から2つ基本的なことと、あとは地活についてお尋ねしたいなと思ったんですけども、まず1つは、この案が通った後、パブリック・コメントの内容等は区のホームページ等で見れるようになるのかどうかということと、もう一つは、今説明のあった、特に35ページの辺りは、パブリック・コメントへの区の趣旨と区の対応というほうの35ページのところは、地活の補助金がまだ十分じゃないということで、現在見直しを検討しているという御説明があったところなんですけれども、ぜひこの内容がある程度はつきり検討内容がしたときには、今地活をやっているところだけじゃなくて広く周知していただけたらなと、どんなふうに変わっていくのか知りたいなと思うんですけども、そのようなことを検討いただけるのかどうかを教えていただけたらと思いました。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○障害者福祉課長 障害者福祉課長です。

まず、こういった計画のパブリック・コメントですとか、その後の計画策定後の計画ですとか、それを区のホームページにということでございますけれども、当然この協議会の資料ですとかもホームページに協議会の資料として掲載いたしますし、また、この後の話になりますけれども、本日、協議会で御意見いただいた後、区として計画を決定すると意思決定をした後は、それについても当然完成したものとして区のホームページで周知してまいりたいというふうに考えております。

また、今意見のございました地域活動支援センターの件でございますけれども、来年度予算というところで、区としては既に意思決定をしております。今後、区の区議会第1回定例会において予算の審議がされて、可決された後は、当然事業者のほうにもその内容について周知してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、補助金の見直しについては、この計画そのものに金額がどうのこうのとか、そういったことをうたう性質のものではないかなというところで、計画にそういったところは記載してございませんけれども、これまで様々御意見いただいた地域活動支援センターの体制も、私どもも十分に検討した上で、補助金額の見直しというのを来年度予算として計上しておりますので、それが成立した際は、事業者の皆様にも周知をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○村川会長 松田さん、よろしいですか。

○松田（暁）委員 はい。

○村川会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ほかの項目で結構ですが、各委員から御質問、あるいは御意見どうぞ。

小沢委員さん。

○小沢委員 視覚障害者福祉協会の小沢でございます。

今、河原さんのほうから詳細な説明をいただいたわけですが、何点かについて、視覚障害の立場で再度ちょっとお聞きしたいと思って発言させていただきました。

まず最初はグループホームについてのことですが、一応、現在進行中のものについてということで、払方町と、それから中落合ですか、入所者をどうするのかというような話になっているようですが、視覚障害についてはあまり考えていないようなので、これは団体のほうからも何度か要望が出ておりますけれども、今後この視覚障害のグループホームについての見通しについて、再度説明いただければと思うのがまず1点。

なかなか他障害と同時に生活するということが視覚障害の場合、御存じのように盲学校と聾学校と養護学校と分けて、これは教育の面からそういう必要もあるのかもしれませんが、生活面においても、なかなかこの障害、一緒にするとうまくいかないというのが現実にあります。

それから、2番目の点としては、交通の安全に関してですが、河原さんのほうから、エレベーターの位置をチャイムなりサインなりでということを実業者に勧めていただけるということなんですけれども、この回答を見ますと、新宿区内の駅が今40何駅かあるんだそうですけれども、これはこんなにあるのかなと思うわけなんですけれども、そのうち6駅だけがまだホームドアがないということなんで、しかもJR新宿駅という日本一乗降客の多い、乗り換え客の多い駅がいまだに未整備になっておりますので、これが回答書によると令和13年ですか、あと7年先に予定だということなんですけれども、もうちょっとこれを早めていただくわけにはいかないのかということ、残り6駅がホームドアがないということなんですけれども、西武線の2つの駅、中井駅と下落合ですか、計画もないということなんです、この下落合の近くのところにある踏切で、踏切が新宿区内に1つあるんですけれども、こちらなんか、おとし視覚障害者が踏切で出られなくて事故になったということで亡くなった方がいるんですけれども、新しくこのガイドラインができるんだそうで、踏切内の視覚障害者の通行について、点字ブロック等、何かそういうガイドラインを国交省のほうで今月か先月かにつくったはずなんで、それに沿ってぜひ西武の鉄道のほうにも、こちらの障害福祉課のほ

うから整備を進めてほしいというお願いをしたいと思います。新宿駅のホームドアと、それから下落合の踏切内の交通ですね。この件ですね。

それから、3つ目としては避難所のことなんですけれども、幾つか出ておりましたけれども、セルフプランで個別に避難計画を立てて避難したいところなんですけれども、先ほどの話もありましたように、その避難場所に行くのにどのようなサービスがあるかということがまだあまり考えられていないということなんで、ぜひこの辺も、要援護者には安否確認というのがあります。警察か消防署か民生委員とかが来られることになっているんですけれども、安否確認でただけでは、その後の生活はどうなるのかと。これは実は皆様御存じのように、石川県能登半島で大変なことになっておりまして、この中で障害者、高齢者が大変苦勞しておりまして、お水の問題とか食料の問題とか、いろんな悲惨な状況を皆様も聞くとと思いますけれども、新宿でもし直下型の地震、震災が起こった場合どんなことになるか、予想もつかないところではあるとは思いますが、回答の中には逃げない避難とかいうのがよく出ておりますが、逃げないで済むかどうかですね。もし逃げなくちゃいけなくなったような状況に障害者の方、高齢者の人たちはどうしたらいいのか、行った避難所でどれだけの安心と安全が確保できるか、この辺も引き続き整備していただければなと思いますが。

4つ目は、情報に関する事で、これから出てくるのかしれませんけれども、何か計画のほうでも一部変更されておまして、日常生活用具が高額のものが出ておりますので、そのサービスも考えるみたいなことが出ておりましたけれども、そういった日常生活用具だけではなく、日常のデジタル化に対応する様々な問題点が視覚障害、聴覚障害では出ております。そして、回答欄の中にもスマホ・タブレットの講座を開いて少しでも利用しやすいようにするということにしたいということもあるんですけれども、この講座がなかなか難しく、グループ指導ができないものですから、なかなかそういう講座を立てるのが難しいようで、こちらの中に社会福祉協議会の方がおられるかどうかちょっと分かりませんが、先週の土曜日、視覚障害者対象のスマホ講座というのやりました。定員10名ということで計画を立てたんですが、23日だから火曜日ですかね。同じ交流コーナーですることになっていて、それで私はそのほかの要件、これは実は戸山公園の中のバリアフリーについてのヒアリングというのが交流コーナーでたまたま行われたので、土曜日の27日ですか、これのスマホ講座、何人ぐらい希望が出ていますかと聞いたところ3人しか出ていないと。10人募集して3名しか今のところないんですよと言って、何かほかに参加していただける方おりませんかという話もあったんですが、実は結構やっております、このスマホ講座というのは。

やってみるとなかなか、一遍に10人集めてもうまくいかないんですね。それぞれが進み方が、進行が違うのですから、一人一人に指導員をつけておかないと1人の人ができてもできない人をずっと待っていたりするというようなことになってしまうという、集団指導がきかないので、このスマホ・タブレット講座について何か工夫しないと幾らスマホ対応のことをこれからも進めると言っても、何か今の現状で、ただ人を集めて指導員を出してというだけでは、なかなか視覚障害、聴覚障害、うまく進まないのではないかと思いました。

以上の4点について、意見と質問をさせていただきました。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

多岐にわたって御指摘がございましたので、まず1つは事務局というか、障害者福祉課のほうで、このグループホーム等、そういったあたりのところをお答えいただいて、あとその上で、委員の中で都市計画の関係、危機管理の関係、その他、あるいは社会福祉協議会の名前も出ておりましたので、それぞれのお立場の委員の方から表明いただければと思いますが、はい、どうぞ。

○障害者福祉課長 障害者福祉課長でございます。

初めに1点目のグループホームの件でございますけれども、様々な機会でご意見頂戴しているところでございますけれども、今現在、区有地、あるいは国有地も含めた公有地を活用したグループホームの整備、払方町と中落合でございますけれども、中落合については知的障害の方と肢体不自由児の方、払方については知的障害の方を対象として今現在計画を進めているところでございます。そのほか公有地を活用したグループホームの整備については、まだ方針の案といったところでございますけれども、10年以上先の話でございますけれども、早稲田南町の区有地を活用した整備の方針の案というのも現在区のほうで持っているところでございますけれども、こちらについては少し先のことでございますので、まだその障害種別といったところを決定しているわけではございませんが、今後、ニーズの動向ですとか皆様の御意見ですとか、そういったところを踏まえまして、皆様と一緒に考えていきたいというふうに思っております。

また、グループホームについては必ずしも公有地を活用したものだけではなくて、民間事業者による整備というのも一定ございますので、そういった開設の相談が寄せられた際には、そういったニーズというものを伝えてまいりたいというふうに思っております。

ホームについては、以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

続いて、鉄道事業者ですね。JR、あと踏切のガイドライン自体は国交省、国レベルですが、西武鉄道等への働きかけといたしますか、このあたりは、どなたから御発言いただいたらよろしい。

はい、野澤委員さん。

○野澤委員 踏切ですか。今、何ページ。

○村川会長 どちらでも。

○野澤委員 まず、ホームドアの、先ほど御意見出ていたと思うんですが、資料2の25ページのNo105のところですね。ホームドアの設置についてということなんですが、区内にはおよそ50弱の駅がございまして、現在ホームドアがついていないというのが残るところ6駅ということです。こちらにも書いてありますけれども、そのうちJRについては、新宿駅、それから四ツ谷駅ということで、これはJRのほうは既に発表しておりまして、令和13年度末までに設置をする予定とのこと。それから東京メトロにつきましては、東西線の落合駅、こちらについても令和7年度末までにつけるという予定です。それから、あと小田急線の新宿駅については通常の急行電車、各駅停車のホームにはホームドアはついていますが、ロマンスカーの駅、ホームのところだけ今ついていませんので、こちら令和14年度末までということ。あと残る2駅については、西武新宿線の中井駅と下落合駅なんですけれども、残念ながらこちらについては西武としては今検討中ということで、区としては引き続き早期に設置をしてほしいというお願いをしています。区としては、設置に当たっては補助制度も設けておりますので、こういったものの活用を進めていきたいというふうに考えております。

○村川会長 ありがとうございます。

JR等、対応が確保されつつあるところと、残念ながら西武鉄道については未定といたしますか、区役所も大変かと思いますが、ひとつ粘り強く働きかけなどお願いできればと思います。

あとは社会福祉協議会といたしますか、スマホの講座の持ち方などで御意見というか、御要望がありましたので、差し支えなければ。

はい、関原委員さん。

○関原委員 社会福祉協議会事務局長の関原です。よろしくお願いたします。

今、小沢委員から御指摘いただきましたように、スマホの講座につきましては、お一人お

一人理解度ですとか進捗の度合いが異なりますので、今、社会福祉協議会の視覚障害者交流コーナーと聴覚障害者交流コーナーでやらせていただいているスマホ講座は月1回、お一人30分ということで、マンツーマン、予約制でやらせていただいております。

もう一つ今募集をかけております講座がありまして、そちらが10名の定員で募集をかけております。どの講座かといいますと、視覚障害者の方、あるいは聴覚障害者の方が認知症サポーターになりませんかという講座の企画をしております、そちらの御案内をさせていただいております。それがもしかすると混同して御案内をしてしまったのではないかなと思っておりますが、委員の御趣旨のとおり、お一人お一人デジタル講座については、今後も丁寧に行わせていただきたいというふうに思っております。御指摘ありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。

小沢さんいかがでしょうか。事務局及び各委員それぞれの御専門のお立場から、現段階における見解が示されましたが。

○小沢委員 グループホームに関して、視覚障害者でグループホームを希望する者はどちらかというと、地域社会に育つために必要とする入所施設から一般地域に、中間の段階としてグループホームを利用するというような立場ではなくて養護老人ホーム的な、そういうグループホームを希望しております、ちょっと知的障害の人や肢体不自由障害の人と、あるいは精神障害の人と違うような立場のところもあるので、なかなか希望に沿ったグループホームというのは区のほうでは難しいのかと思いますが、現在その視覚障害者の養護老人ホーム、これはあるのが前にもお話ししたかと思いますが、青梅のかなり駅から離れた山奥、それから東村山の全生園というハンセン氏病のセンターの近くという、かなり田舎にございますので、やっぱり新宿に長い間住んでいた障害者が、なかなか山奥のほうで住もうというのが抵抗があるようなところがありますので、ぜひともこの新宿区内に入所可能なグループホームが設立されればなと期待しております。

あとは、避難所の関係のところはまだお話がないようですが、ほかの障害の方も関係あると思いますので、もしあればお願いいたします。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

今御指摘がありました、都内青梅のほうの施設ですね。これは私も実は高齢者福祉のほうの仕事もしております、聖明園さんですか、養護老人ホーム、さらに特別養護老人ホーム、非常に早い時期から視覚障害の方を受け止めて対応してくださっているわけですね。ただ、

施設の運営規模はやはり老人ホームですから定員にして50名とか、もうちょっと規模が大きいとか、あるいはまた小沢委員からも御指摘があったように、地理的な問題ですね。施設に行くまでに恐らくこちらからですと2時間近くかかるのかなと推察されますが、これはこの場の議論も重要ですし、高齢者のほうの分科会というか、協議会の中で特に視覚障害、これは最近、糖尿病などの治療がうまくいかず重症化して視力を失う方がいたり、あるいはまた人口全体の高齢化という背景で、緑内障、白内障。白内障のほうは割と治療でもって解決がついている方もいるわけですが、一部失明される方もいたりという状況がありますので、そのところは高齢の分野でもしっかりと御審議いただくなり、あるいは、今、小沢さんから提案があった都心に、この新宿区に近いところにそうした対応ができるところが確保されるということは望ましいということでもありますので、恐らくほかの区などでもそうしたニーズというのはあるのかと思われまますので、それぞれの場で深めていただければと思います。

それでは、ほかに御意見、御質問ございましたらいかがでしょうか。

何か、福祉部長さんからありますか。どうぞ。

○松田（浩）委員 災害のあたり、小沢さんの質問にお答えがなかったということで、私のほうから少しお答えをさせていただきます。

新宿の場合、津波の被害が想定されていないということで、区の上位計画で逃げないで済むまちづくりというのを標榜をしております。津波が来る場合はもう逃げないと命に関わるということで、それが第一なんです。新宿の場合は、堅いまちをつくるだとか、そういったところも併せてやっていくということで、そういうところをやっているところです。

小沢さん御指摘のとおり、とはいっても逃げなきゃいけないときに、どうやって逃げるんだという部分も当然あります。それで、地域の力とか事業者さんの協力とか、そういうところで民生委員さんとか、いろんな方をお願いをして、警察、消防、消防団、避難誘導なんていう仕組みを整えておりますけれども、安否確認というんじゃなくて、もう少し安否確認というのは行って、ああ亡くなっていたとか、ああ大丈夫だということを確認して終わりというイメージなんで、福祉防災の場合は、その先、生活支援とか、そういうのにつなげていくような仕組みというのを今、新宿区の福祉防災のところで行っている最中です。ちょうど、能登のほうで地震があつて、今そういうステージ、まさしく1.5避難だとか、避難所だとか、二次避難だとかっていうような部分を取り沙汰されていますけれども、新宿区の場合も、そういうところを大事に要援護者の方の生活支援の継続という意味で取組を進めていきたいというふうに思っています。

○村川会長 ありがとうございます。

いわゆる逃げないというあたりのところもございましたが、やはり被災といえますか、災害を受けた後の生活支援というのがポイントになってくるかと思しますので、また後で総括的に私のほうで申し述べたいと思いますが、いわゆる福祉避難所ですね。これはもう今回1月1日から発災した能登半島地震で、あちらのほうには残念ながら福祉避難所はほとんどないと。ただ、逆に既存の福祉施設が定員を超えて何名か受け止めてくださったことはあるようですが、一次避難、二次避難というような独特のやり方で、今大変な状況ですから、それに対してあまり厳しい意見を申し上げるのもどうかとは思いますが、やはり準備ができれば福祉避難所をきちっと用意していただく。ただ、別の立場からは、一体いつ災害がやってくるのか分からないのに、これは財政当局になるのか、ほかのセクションになるのか、まとまったお金が出せるのかみたいな議論が必ずついて回ってしまうので、そのところは、これは後で申し上げようと思っていたんですが、2日前でしたか、日曜日に直下型地震といってもいいような地震がありまして、たまたま私も震度4というところに住んでおったものですから、エレベーターが止まってしまったり、家の中も少しがちゃがちゃしたりとか、震度4でしたから、その程度で終わったわけではありますが、本格的には震度6、7というあたりが間違いなくやってくるのが想定されますので、抜かりない準備をどのように進めていくかは、やはり引き続き議論、あるいはまた具体策を提案をしていただければというところでございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ、若林委員。

○若林委員 若林です。

先ほどのコメントに関連する部分ですけれども、差し替えの資料2の意見番号で108番のところですね。避難所を利用する際の避難所までの誘導利用サポートは誰がするのか教えてくださいに対する区の考え方の回答ですけれども、安否確認が行われることになっていますが避難所までの誘導は困難ですとだけ書いてあると、生きているか死んでいるかだけは見るけれども、あと一次避難所までは自己責任で来てくださいねというふうに読めてしまうと思うんですね。一次避難所まで来たら、あとは何とかしますよというふうに読めてしまいます。これだとちょっとあんまりなんじゃないかなという気が個人的にはするんで、もうちょっと先ほどの回答のような形で、もう少し丁寧に、安否確認だけじゃなくて、避難が必要なのかどうか、そのセルフプランで避難ができるのかどうかぐらいの情報を把握して、避難が難し

い方に関しては、ほかの団体とかとも連携し、何かできるように考えますみたいなような方向とか、そういう区の考え方が書いてあったほうがいいんじゃないかなと思いましたが、コメントしました。

○村川会長 ありがとうございます。

御指摘のとおりかと思えます。また、区内には、例えば鉄筋コンクリートなど非常に頑丈な建物であって、場合によっては、そのまちなかにとってある避難拠点に移動するよりは、じっとしていたほうがやや安全かなという場面もあるけれども、率直に言って、やはり木造の家屋であったり、あるいはほかの建物が倒れかかってきたり、いろいろな状況がありますので、そうしたところを特に重度の身体障害の方とか、あるいはそういった災害時の不安に対してやはりいろいろと行動面等が心配される方もいたりしますので、そのあたりをきめ細かなといえますか、丁寧な対応ができることが望ましいわけでありますけれども、事務局のほうでそれではどうぞ。

○障害者福祉課長 御意見ありがとうございます。

ちょっと先ほど部長が申し上げた趣旨に沿って、少しこの考え方について再検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○村川会長 それでは、各委員からの疑問点といいますか、御質問、御意見は受け止められたかと思えますので、ちょっと時間的な進行がございましたので、さらにこれは大事だということがございましたら一、二承りますが、特にお手が挙がらないようでしたら一区切りとさせていただきます。

それでは、次に計画素案からの変更点についての議事に入ってまいりたいと思いますが、先ほど説明もありましたが、改めてまた事務局から素案からの変更点について説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 事務局です。

それでは、資料4を御用意ください。併せて資料5も御用意ください。

まず、主な変更点の1つ目につきましては、区の自主修正です。こちらにつきましては、資料5の99ページ目を御覧ください。

個別施策20、住まいの場の充実です。こちらに関しましては、施設の開設見込み時期の変更に伴いまして、99ページ目でいきますと下から5行目の辺りですが、令和7年度には拡方町国有地を活用した障害者施設及び中落合一丁目区有地を活用した障害者施設でグループホームを新設しますと変更をしております。

同じく、施設の開設見込み時期の変更に伴いまして、193ページ目、201ページ目、こちらは共同生活援助の見込量についてですが、こちらにも数値を見直しております。

次に、第3章、施策の展開の2つ目、パブリック・コメントによる修正につきましては、こちらは先ほども御説明を申し上げましたが、個別施策27、コミュニケーション支援・移動支援の充実というところで、計画案では116ページ目になりますが、コミュニケーション支援・移動支援の充実の最後の行の部分です。視覚障害者・聴覚障害者向け情報保障を支援する福祉用具は、日進月歩の発展を遂げています。日常生活用具の給付等に関する検討会を開催し、毎年品目や基準額について検討していますの後に、また、失語症者に対して障害の特性に応じた意思疎通支援を実施していきますというふうに追記をしております。

次に、152ページ目です。

こちらは、個別施策41、防災・防犯対策の推進に関する部分です。こちらにつきましては下から3行目、災害時要援護者対策の推進について、災害時において区民へ確実に情報を伝達する体制を強化するため、災害時要援護者など災害時情報を特に必要とする区民を対象に防災ラジオの無償貸与を行っており、聴覚障害者も利用できるように文字表示機能がある器機も配備していますというふうに記載をしております。

主な変更点に関する説明は以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

今、変更点についての説明がございましたので、この関係について、パブコメを通じまして積極的にいろいろ御意見、あるいは指摘があったわけで、それに対して区のほうでいいですか、やはり計画書として適切な表現をとったほうがいいという趣旨で、こういった提案があるわけですが、この関係について、それでは何か御意見、あるいは御質問でも結構ですが、お出しただければと思います。

いかがでしょうか。

特にお手が挙がらないようですので、それでは、ただいま説明のありました資料4等に示されておりますように、区として一定の修正が必要だということで明確な表現がとられた部分もごございます。また、視覚障害、聴覚障害の方々への情報の保障といいですか、あるいは防災ラジオの無償貸与などということ、このあたりは小沢委員さん何かごございますか、よろしいですか。

どうぞ。

○小沢委員 聴覚障害、視覚障害の日常生活用具の技術が日進月歩で進んでいるということで、

毎年準備しなくちゃいけないということが変更になっておりますので、実は視覚障害者用の補助具も、センサーを使って机上にあるものをそれが察知するという段階にまで来ておまして、例えば机の上にやかんがあったら、「やかんがあります」とか言うわけですね。昔でいうロボットが人間みたいなふうな感じで。ただ、そういった情報をセンサーに感知させるのに、やはりAI技術を使うということで、そうするとネット上のクラウドと常時接続する状況でないといけないとか、そうするとコストがどんどん上がってきまして、1つの機種に対して50万円とか70万円ぐらいかかってしまうと、とても個人で購入できるような、普通の障害者ですとできる金額ではございませんので、もしこういったようなものを補助具として、補装具でしょうか、こちらで区のほうで寄附していただく。ほかの区でももう既に始まっているところがございますが、いただければ、我々にとっては大変ありがたいことだなと思います。

○村川会長 ありがとうございます。

今、小沢委員さんから出されましたように、技術革新の時代でありますので、関連の用具、機器がよりよいものになっていくということもあろうかと思っておりますので、それに応じた必要な対応。ただ、これは財源を要するという面もありますので、どういう形でいくのか、貸与方式なのか、あるいは介護保険がやっているようなレンタル方式ができるものなのかどうかよく分かりませんが、いろいろと工夫の上、情報の確保に困難がある方々への支援ということについては、そうしたことを念頭に置いて、また今後の次の段階での対応をお考えいただければと思います。

じゃ、どうぞ、障害者福祉課長。

○障害者福祉課長 障害者福祉課長でございます。

日常生活用具の給付の対象につきましては、まさに小沢委員がおっしゃっていただいたように、特にその情報技術の革新というのは本当に目覚ましいものがございます。どんどん新しいものが今後も出てくるだろうというふうに思っております。そういったことも踏まえながら、また、実際にお使いになられる方のお声、ニーズも把握しながら、また、他自治体の動向なんかも踏まえて毎年度見直しを行っているものでございます。予算編成の過程の中で実際には検討されていくこととなりますけれども、そういった活動というのは今後も引き続き継続してまいります。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの議題につきましては、事務局提案のとおり素案に対する一部修正

を含めて、分かりやすい対応を確保するというところで進んでいただければと思います。

先ほど若林委員さんから出された論点についても、ひとつ今後の危機管理といいますか、防災対策の中で継続的によりよい対応を追求していただければ幸いです。ありがとうございました。

それでは、続きまして、4つ目の議題ということになりますが、今までの議論を踏まえまして、新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画（案）につきまして、今まで協議をしていただきましたように、パブリック・コメントの御意見からの一部修正、さらにコラムという形で計画内容を深める表現がとられている部分がありますが、あるいは巻末の資料、それから、それらが冊子として事務局から案として示されておりますが、これらにつきまして最初に事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 それでは、資料5を御覧ください。

先ほども少し御覧いただいたところですが、細かな表現の修正ですとか、パブリック・コメントを踏まえた修正以外にコラムですとか、巻末資料等を順に御確認をいただきたいと思います。

まず、目次が初めにございまして、3枚ほどめくりました第1部総論の前にコラムの一覧がございますので、こちらを御覧ください。

コラムに関しましては現計画、新宿区障害者計画、第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画をベースにしておりますが、そこから時点修正など更新したものと、また新たに書き下ろししたもの等がございます。

まず新しいコラムとしましては、グループホームなどが開設されますということで、101ページ目を御覧ください。

こちらは、払方町国有地に開設されますグループホームについて事業概要や、施設の特徴に関する御紹介、また、完成予想イメージ図についても掲載をしております。

また、次に、中落合一丁目区有地に関しましては御紹介と事業概要、施設の特徴、イメージ図などの御紹介をしております。

コラム一覧に戻っていただきまして、パラスポーツの推進、こちらが123ページ目、新たに今回追加をしたものです。こちらでは、新宿区では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承し、パラスポーツを通じた共生社会を実現するため、スポーツ環境の整備を行っていますということで、子ども・成人向けスポーツ体験イベントやパラスポーツ体験会、親子でdeボッチャ、障害者向け運動教室などの取組について御紹介を

しております。

次に、125ページ目を御覧ください。

こちらは、障害のある人の投票への支援ということで、今回新規で追加をしております、内容としては、代理投票の仕組みですとか点字での投票、また、投票所での物品貸出し、郵便等による不在者投票への御紹介ですとか、また、新宿区では希望のあった障害者団体等と連携し、選挙の学習会や模擬投票等の投票体験プログラムを実施しているということで、模擬投票等の取組についても紹介をしております。

次に、136ページ目を御覧ください。

こちらは、デフリンピックについて紹介をしたものです。こちらは、全日本ろうあ連盟スポーツ委員会のホームページを下に二次元コードで掲載をしておりますので、またお時間のあるときに御覧いただければと思いますが、デフリンピックとはデフとオリンピックのことで、どのようなものであるかなど簡単ではございますが紹介ですとか、エンブレムの紹介などをしております。

次に、157ページ目を御覧ください。

こちらは、新規ではなく更新ということになりますが、災害時要援護者と防災ということで、災害関連死をなくすための取組について最初の部分に図を掲載をしております。

コラムについての紹介は以上となります。

次に、この計画案の中で224ページを御覧ください。224ページ目以降が資料編ということになります。

まず初めに、主な事業に関しまして、事業名や、事業実施の担当課等につきまして必要な修正を加えております。

次に、236ページ目を御覧ください。

こちらが、障害者施策推進協議会、また、障害者自立支援協議会についての委員の名簿や議事内容について掲載をしております。委員の皆様のお名前もこちらに記載がございますので、お名前や御所属などをいま一度御確認いただき、何か修正がございましたら事務局まで御連絡をいただければと思います。

次に、242ページ目はパブリック・コメントに関する結果の概要となりますが、こちらにつきましては黒丸の部分、件数ですとか本日御報告をさせていただいた内容を掲載いたします。

次に、243ページ目、ここからが用語の説明になります。

今回、248ページ目でございます。一番初めですね。情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法につきまして用語の説明に追加をさせていただきました。

また、全体としましては、今の計画同様に、表紙ですとか余白の部分に区立施設の利用者の方が作成をしましたイラスト等の画像を掲載をする予定です。また、本文のフォントにつきましても、UDフォントに変えさせていただきたいと思っております。

また、本日聴覚障害の当事者の委員の方は御欠席ですけれども、今回、計画の大まかな内容につきましては、手話通訳つきの概要に関する説明動画を作成予定です。こちらについては、準備をこれから進めてまいります。

計画案につきましては、事務局からの説明は以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

分厚い冊子となって御提案がありまして、また、特にキーワードといいますか、そうした事柄のコラム、それから専門用語の解説といいますか、そういったものも付け加えていただいて、出来上がってまいりました。先日、専門部会でもいろいろと検討は深められたところではありますが、またさらに、できればまだ御発言いただいている委員の方からも御意見をいただければと思いますが、よろしければ熊谷委員さん、何かお気づきの点等ございましたらどうぞ。

○熊谷委員 私のほうからは、まずこの計画の案そのものには基本的には賛成なんですけれども、幾つか補足というか、確認をしたいようなところがありまして、精神障害者関係、もしくは精神保健関係についてなんですけれども、61ページのところの保健医療サービスの充実のところ、こころの健康のことが触れられ、そのほか105ページのところに病院から地域生活移行の支援について触れられ、さらに181ページですね。そこで精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というところで、いろいろページを割いて書いていただいているんですけれども、この内容そのものは私は反対ではないんですが、ちょうどこの4月から改正された精神保健福祉法が施行されるという中で、幾つか新しい考え方が出ていることをちょっと御紹介させていただければと思います。

それは何かというと、精神障害者の人権ということを非常に重視する中で、入院の医療については、医療保護入院が言わば期間を限定して、更新が必要な場合は改めて入院並みの手続を経ると、院内の審査も行うような形になっていくというふうなことがあり、さらに地域に関しては区市町村レベルの精神保健を重視していく、特に生活上の困難を抱えた方がしばしばメンタルヘルス不調を伴うこともあって、精神障害者限定ではなく、精神保健課題のあ

る方も包括的な支援の対象にしていくというふうなことが示されている状況の中で、61ページのこころの健康の相談支援とか、それから62ページにある個別施策でも、こころの健康の相談支援は、狭い意味での病人の方を早く見つけるという考え方から、様々な支援を包括的に提供されてこころの健康づくり、それから生活上の課題の解決を図るという、そういう視点で取り組んでいくことがさらに求められてくるかなというふうに思います。

同じように105ページの地域生活移行の支援についても、先ほどちょっと申し落としましたが、措置入院についても、退院後生活環境相談員の配置が4月から義務化されるというふうなこともあり、新宿区さんにおいては既に退院後支援にかなり積極的に取り組んでいただいております中、さらに入院中、もしくは入院直前に関わったケースも引き続き安定した地域定着のために支援をしていくということがさらに求められていくだろうというふうに思います。

最後にちょっと確認の事項なんですけど、181ページに精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の図があって、地域支援、地域定着支援など、それから自立生活援助などが書かれているんですけど、203ページから204ページのところです。地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助の見込量が現在の計画の数値より随分少なめの数になっているのは何か事情があるのか、現在の計画の冊子でいうと195ページから196ページのところに対応するものがあって、例えば、自立生活援助が16人というふうな見込量というふうなことが令和5年まで出ているんですけど、それが2人というのは、事業者の確保が難しいから想定としてこの2人にされているのか、今後、つまり地域で安定して暮らせるためには定期訪問による相談の機能として自立生活援助や地域定着支援がかなり重要だと思うので、ただし実際にそういう資源の確保が難しい状況があるならば、それへの対応というのが必要になってくるかなというふうに思うので、この地域定着支援や自立生活援助のこの見込量をかなり少なめに見積もっている事情が分かれば、どうも大変なところは分かっていますので。

それからあと、ちょっとこの204ページの新しい計画ですね。S e r e c o s uが上の表では精神障害になり、こちらの21番の204ページの表では知的障害になっているんですけども、これは精神なんじゃないかなと思う。ちょっと細かいところですけども。特に確認したいのは、この地域移行定着に係る地域相談支援や自立生活援助の見込量の新しい考え方をちょっと教えていただけますでしょうか。

私からは、長くなりましたが以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

重要なポイントについて幾つか御指摘をいただいた上で、特に最後に、新しい計画の案の181ページ及び特に204ページの21番自立生活援助のサービスの見込量につきまして、2人ということで、前は16人ほどだったんで、そのあたりの経過といいますか、今後の対応について説明、これは事務局になりますか。はい、どうぞ。

○障害者福祉課長 障害者福祉課長です。

各サービスの見込量については、こちらの種別、今御指摘の種別だけでなく、全体的にそうなんですけれども、供給側の事情というよりは、その需要側の見込量ということで算出しております。前回の計画策定時以降、現行の計画期間中、令和3年度から4年度実績、5年度については推計値になってございますけれども、そういった利用の実績を基に一定の平均の伸び率ですとか、そういったところを算出に用いまして見込量を出しているところでございます。平たく言うと、直近でちょっと利用が減っているといったところでございます。

それから、事業所の種別については、東京都への届出情報を基に確認して障害種別を掲載してございますけれども、いま一度、最後確認して計画書に記載をしまいたいというふうに考えてございます。

○村川会長 ありがとうございます。

どうぞ、熊谷さん。

○熊谷委員 どうも大変需要側の課題なんだというのを御説明いただいて、そういうことなんだなというふうに納得したところもあるんですけども、ただ、需要側の課題というのを、私自身職種が精神科の医師なんで、ちょっとこれは今後新宿区だけじゃなく東京も含めた全国の課題かなと思っているのは、なぜ需要が少ないのかの背景に、1つは医療機関側がこの地域移行支援、地域定着支援や自立生活援助の使いをそもそも知らない、それから、ちゃんと利用のつなぎ方が十分できていない現状が残念ながら医療側にあるのかなというふうに思っています。そのあたりは東京都のほうでは、地域移行支援体制整備事業という形で、なるべく区市町村と病院をつなぐことを区市町村ベースに進めるような事業も行って、全国的に見れば利用が比較的高い形になってはいますが、まだまだ多くの精神科の病院の職員でこれらのサービスを十分知られていないような問題がある中、形の上で申請が上がってくるものと、実際に入院中の患者さんがこれらを本当に必要としていないかどうかというのはちょっとずれているのではないかなと思って、東京都もそのあたり、来年度の予算案が先週金曜日出して、その中で一般相談支援の連携の機能を高めるみたいな新しい事業を取り組むみたいなことも進める中で、さらにこの必要な方に必要な支援を差し伸べていくことは、区も都も

取り組まなければならないのかなと感じている次第です。

どうも、以上です。

○村川会長 どうも大変貴重な御指摘をいただきました。

最終的に計画書が発行されるまでに時間的な経緯もありますので、十分このケースについては事務局のほうで、もし整理が必要なことが出てきた場合には適宜な対処をお願いしたいと思います。

それでは、あとよろしければ、富山委員さんいらっしゃいますかね。

先ほど視覚障害の方のことも出ておりましたので、これは区で対応できる部分と広域的にお願いしなければならない部分とあるかとは思いますが、それだけでなく結構ですので、お気づきの点をどうぞお願いします。

○富山委員 私ども心身障害者福祉センターは、東京都の事業所ということで、身体障害者、知的障害者の障害判定ですとか、そういったところに特化した形の事業をやっておりますので、大変恐縮ですけれども、なかなか東京都全体のその計画ですとか予算というふうなことになりますと、細かくお知らせすることができないのは大変申し訳ないんですけれども、今、熊谷先生のほうからもお話がありましたとおり、先日、東京都の予算が公表されまして、その中には当然、障害者施策の部分が入っております。今回この場でも次期計画についての検討ということで、あらかじめ資料を送っていただいて読ませていただきましたけれども、ここまでまとめ上げるというのはかなり事務局さんのこの労力たるやかなり大変なことだったというふうに私も感服しております。また様々な意見がパブリック・コメントというふうに寄せられている中で、東京都としても、同じように来年度から次期計画が始まりまして、それを踏まえる形で来年度予算計上しているわけですけれども、例えば、失語症者対策ですとか、情報アクセシビリティ、あとは避難所での情報伝達支援、こういったことを個別事業という形ですとか、地域の実情に応じてメニュー化された中で補助として支出していく包括補助制度というのがございまして、そういった中で様々、各区市町村さんの創意工夫を支援していくということを予算化してございます。

私は今回、この計画自体それぞれの地域性の中で地域のニーズを反映しての計画となりますので、細かいところをそれほど御指摘するところはございませんけれども、こういったサービスをこれから3か年しっかりと計画を達成していくには、当然これは福祉ですので、人材の確保というのが非常に必要になってくるかと思えます。これを、私は昨年度は高齢分野におきまして、やはり介護人材の確保というのが非常にどういうふうにしていくべきかとい

うのは頭を悩ませましたけれども、東京都においても、各区市町村の取組を御支援できるように、人材の確保に関しましても様々なメニューを取りそろえた形で新規の手当の支援と、そういったものも計上しておりますので、しっかりとそういったところも御活用いただきながら、この計画を着実に進めていく。この3年後ということになりますか、そういったものがしっかりと計画到達し、それ以上の成果が表れたというふうな形になることを願っております。

視覚障害者という形になりますと、ちょっと私のところでは、判定上は、例えば視覚障害者、聴覚障害とか、様々なその障害種別というのはあるんですけども、こと東京都が実施している施策をその障害種別ごとに私も把握してないところもございますので、御紹介できないところもあるんですけども、そちらについても今この場で様々御意見出たのも、私も持ち帰りまして、しっかりと都庁の本庁部門にも伝えていきたいと思っておりますので、そういったことで御容赦いただきたいと思っております。

以上です。

○村川会長 どうもありがとうございました。

それでは、あと団体等の関係で、今井委員さんから声を聞いてないんで、もし何かございましたら。

○今井委員 ありがとうございます。今井です。

特段計画に対する意見というのはないんですけども、資料5の差し替えの中で、児童発達支援センター機能の拡充について触れていたかと思うんですけども、新たな拡充ということなので、用語の説明の243ページに説明書きであったりとか、95ページのコラムでそういった児童発達支援センターがどういう役割を持っているのかということなんかを位置づけてもいいのかなというのを感じました。

あと、243ページの冒頭なんですけれども、2行目の164ページ以降となっていますけれども、多分163ページ以降になるのではないかと思いますので、ちょっと校正いただければと思います。

あと、資料4の部分でもよろしいですかね。

○村川会長 はい、どうぞ。

○今井委員 資料4の部分で、区自主修正の中の「P. 99」ページの中で、令和7年度の払方町国有地と中落合一丁目の区有地を活用した障害者施設でのグループホームの新設を記載しておりますけれども、資料3の21番の項目のNoの中で、区の考え方のところで、昨今の

建築業界における資材高騰や人手不足により工事が遅れているというような説明があったか
と思います。当初からも、中落合に関しては、令和7年度に完成予定ということになってい
ますけれども、ここが間に合うのかどうかだけ、現時点で分かる範囲で構いませんので教え
ていただければと思います。

○村川会長 御質問もありましたので、じゃ、お答えをお願いします。

○障害者福祉課長 障害者福祉課長です。

初めに、児童発達支援センターについての、例えば用語の解説ですとか、コラムでの記載
といった御意見でございますけれども、ちょっとこちらも所管課とも調整して、再度検討さ
せていただければと思います。

それから、公有地を活用したグループホーム等の開設でございますけれども、現在想定さ
れているスケジュールでは、令和7年度にどちらも開設が見込めるんじゃないかというふう
には思っておりますが、現在、整備事業者のほうで建設業者を選定する段階となってい
まして、そこの入札の動向によって、またどうなるかはまだ確定はしてございませ
んけれども、令和7年度中の開設を目指して今現在、事業者とも調整をしているところでござい
ます。

○村川会長 どうもありがとうございました。

いよいよこの計画案についてもまとめの段階に入ってきておりますので、よろしければ春
田さん、副会長というお立場もありますが、どうぞ。

○春田副会長 私は、高齢障害者としてちょっと、1つ聞きたいことがあります。

高齢者問題は、高齢者保健福祉推進協議会か何かやっているとしますので、そこに障害
者がいるかどうか、まずお聞きしたいと思います。というのは、結構高齢障害者が増えてお
ります、区内にはね。小沢さんが言うような要求がそこに反映されるのかとか、いろいろ考
えると、子どもの問題はここでやっていますけれども、高齢者の問題は該当者がちゃんとい
えるのかとか、ここに委員がダブっていらっしゃるのかとか、そういう点がちょっと分かれば
教えてほしいです。

○村川会長 それでは、高齢者計画等の動き、あるいは高齢障害者というお立場をどう考えて
いただくのかというあたり、どうぞ。

○松田（浩）委員 福祉部長です。

私は高齢者のほうの推進協議会のほうも所管をしております。以前は、村川会長がそちら
の協議会のほうもお願いをしていた時代もありますが、基本的に委員さんはまた別でござい

ます。それで、高齢の場合はどうしても要介護状態にある高齢者、介護保険事業計画を兼ねていますので、要介護4だとか5だとかの人のサービス量とか、そういったところも計画の中に反映をしております。そうすると御本人というのはなかなか厳しいので、やはりお世話する介護事業者さんとか、それから学識の方とか、地域の代表の方とかというようなところで委員になっていただいて施策を考えているというような状況でございます。

○春田副会長 分かりました、ありがとうございます。

介護保険の認定なんかの問題で、例えばどのぐらい医療知識を持っている人がいるのかとか、私の判定は常に今介護1なんです。それで、脳性麻痺という障害と、それから頸椎損傷というダブルの障害を持っていて、半年しか有効期間がないというのは、これはおかしいと思うんです、こういうの。というのは、じゃ、治って歩けるのかとかいう可能性は全くないわけで、車椅子で寝ているような状態もあるわけだから、ちゃんとそういう声が届くところが欲しいなというのがお願いなんです。部長にちょっとお願いして、どうなるか期待していますので、よろしくお願いします。

○村川会長 それで、今後の一つの課題ということで、確かに高齢期に入った障害のある方も相当数増えてきている時代でありますので、今後機会を得て両方の協議会の交流というんでもないんですけども、必要な場合には意見交換ですね。それから実際これは統計もはっきりしておりますが、身体障害者手帳をお持ちの方の過半数がもう65歳以上というようなデータもある、そういう状況でありますから、そこは何か検討の場を設けるなりしていただくといいのかな。

それから、今、春田副会長さんから指摘がありました要介護認定の仕組み、これは私のほうでお話しできることとできないことがあります。たまたま私は新宿区の要介護認定委員会初期から、準備段階の平成10年頃からもう二十数年委員を携わっております。たまたまそちらのほうも会長役ということなんです。ただ、この認定の問題というのは非常にプライバシーのことがありますので、あまりこと細かいそういう話をするにはできないんですが、確かに私も月に1回の審査会を出るときに、時にやはり障害のある方のデータを拝見することがありまして、そうした方々が障害者手帳をお持ちの方もいるし、まだ手続が済んでいない方もいるし、また65歳に到達したから介護保険のほうの仕組みで審査をしていかなければならない。現実にはサービスを利用しているサービス量が減ってしまうようなことがあれば大変お気の毒でありますし、これは区のほうで派遣をされている調査員の方に的確に実態を把握していただくということがまずあって、その上で医療、保健ですね。これ

は保健師さん看護師さんも含めてですが、それからまた福祉等の専門家による審査会が、私の見るところは新宿区ではかなりきちんと行われているほうだと。ただ、個々的には今、実際、春田さんからも御指摘があったような、時としてちょっと割り切れない感じが出てしまっている現実もあるのかなということですので、これは今後の認定審査の手続をよりの確に進めるように、私個人としても、またそういった関係者の会合がありました折には何か伝えていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

あともう一方、副会長ということで、片岡先生もいらっしゃいますので、障害児福祉計画のことでも結構です、あるいはほかのことでも結構ですが、御発言いただければと思います。お願いします。

○片岡副会長 ちょっと今のことに関係するんですけども、私は実は障害のほうの介護給付審査会の委員長をさせていただいております。そちらは、高齢の方もかなり上乘せという形でニーズが上がってくることもありまして、審査会のほうでは、なるべく御協力という感じになっておりますけれども、期間は36か月を原則にしているんですね。あまり短いと短くするなという感じになっています。少しこの身体の障害のほうと高齢のほうの連携というところがどうなのかなというのがありますね。私も詳しくは分からないですけども。

計画のほうですが、私は一応子どもの担当ということになっているかと思うんですけども、子ども総合センターのことについて、93ページの差し替えなんかも含めて、割合と明確に期限を書いていたんで、児童発達支援センターが明確になってきた。計画上見える化してきたかなという気がしております。前もちょっと申しましたんですけども、発達障害をお持ちのお子さんというのは、なぜか大変増えてきている。関係はもう一つよく分からないんですけども、発達障害の御相談を受けていると、お母さんが高齢だったりとか、40歳過ぎていらしたりとか、何年も不妊治療をした結果、体外受精でできたお子さんなどのリスクは、やっぱりあるのじゃないかなという気がしております、これからもますます増えるということはないかもしれませんが、一定の障害をお持ちの方のリスクというのはなくなる気がしているんですね。ますます発達支援ということが大事になってきて、その中でこのところSNSにお子さんが医療的ケア児の方で、お母さんが学校へずっとつききりで行かなくちゃいけなくて、学校からはついてきてほしいけれども「親は気配を消してくれ」と言われたというお話が載っていて、私もショックを受けたんですけども、障害をお持ちのお子さんの親御さんの負担ってとても大きなものがあると思うので、そのところどうやってサポートしていくかというのも児童発達支援センターの役割も含めて大事なこ

とになっていくと思うので、この計画の中でだんだんはっきりしてくるといいなと思っております。

1つだけ、児童発達支援センターには公認心理師をお持ちの臨床心理士はいらっしゃらないんでしょうかね。一応心理のほうは国家資格で公認心理師法という法律ができて、臨床心理士を持っていた人も8割以上の率でダブル資格で公認心理師を取っておりますので、理学療法士さんとか言語療法士さんとか、そういう国家資格のものと並べるのであれば、このところが臨床心理士等なんですけれども、できたら公認心理師等になったほうがいいかなという気がしています。お持ちの方がいらっしゃらなければ仕方がないと思いますが、50年かけて国家資格をつくったもので気にはなります。そろそろ公認心理師をポピュラーなものにして、人々が心理的ケアを受けやすくなる資格という形でつくられてきているので、検討していただければありがたいなと思いました。ダブルで書いていただいてもいいと思うんですけれども、すみません、そんなところです。

○村川会長 ありがとうございます。

この計画づくりの中で、障害児福祉計画という位置づけもこの間進んでまいりましたので、そのあたりも的確に進めていただき、またそれをより確かなものにするためのスタッフの位置づけもうまく進めていただければと思います。

それでは、あと残り約10分となったところでありますけれども、特に御発言の通告がなければ、これまでにまとめられました新宿区障害者計画、第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画、パブリック・コメントを踏まえた一部修正もございましたが、また、区のほうで用意していただいたコラムも整ってまいりましたので、これらを一括して基本的に御了承いただいたという、そういう扱いでよろしいでしょうか。

それでは、ほとんどの委員の方が縦に首を振っていただきましたので、ありがとうございます。

それでは、これを基に最終的な作業に進んでいただければと思っております。

それでは、あと事務局のほうから触れていただく資料6、7あたりについて、ちょっと説明をお願いします。

○福祉推進係主任 事務局です。

まず、資料6につきましては、3年に一度の報酬改定につきましての基本的な方向性についてでございますが、こちらは参考としてお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、資料7-1、7-2に関しましては、担当のほうから御説明をさせていただきます。

○福祉推進係主任 恐れ入ります障害者福祉課福祉推進係の武藤から御案内申し上げます。

私から、新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領の施行に関する要綱、こちらの改正について御報告をしたいと思います。資料7-1と7-2を御用意ください。

障害者差別解消法が改正され、本年4月1日より施行となります。障害者福祉課では、それに伴い、職員対応要領の施行に関する要綱、こちらは障害者の方を新宿区役所の職員が対応するときに参考にするマニュアル、気構え、そういったものを記載している要綱になるのですが、こちらを修正する必要性が出てまいりました。

資料7-2が、その要綱のたたき台です。下線を引いているところが、今回修正している部分です。また、資料7-1は、差別解消法の改正に伴って出された国の基本指針の概要になりますが、これの黄色部分の考え方を参考にしながら資料7-2のたたき台を作成いたしました。

この要綱の主な変更点ですが、現在の要綱内容の方針、趣旨等は踏襲していますが、障害者への対応について、よりたくさんの具体的な事例を記載する変更を行っております。御一読ください。

要綱の施行は、本年4月1日を予定しております。

御報告は以上です。よろしく申し上げます。

○福祉推進係主任 次に、事務局から配付資料はございませんが、障害児の補装具につきまして1点、情報提供です。

こちらはまだ報道の段階ではございますが、現在、障害児の補装具につきまして、政府のほうで所得制限を撤廃する方向で検討を進めているということです。現在、国の制度では原則1割負担、月額負担額は上限で3万7,200円となっておりますが、今、年収がおおよそ1,200万円を超える所得割46万円以上の世帯につきましては支給の対象外となり、全額を負担する必要があります。新宿区では現状、所得割46万円以上の世帯につきましては1割負担とし、残りの額を区独自に助成をしているところです。この所得制限の撤廃につきましては、詳細が分かり次第、区としての対応について検討をしております。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

最後に説明のありました障害のあるお子さんの補装具に関わるその自己負担金ですね。保

護者の方、これの所得制限撤廃の動きが、こども家庭庁でしょうか、あるということで、これは詳細分かり次第、東京都の対応を踏まえながら、区としてどういうふうにされるのかを、いずれ機会をもって説明といたしますか、お知らせされるとよいと思います。

また、障害者差別解消法の対応につきまして、区としての要綱改正の動きがあるという説明もございましたので、これは法に基づく障害者差別解消という、差別解消を進め、より合理的な配慮といったようなことなどもきめ細かく進めていただければと思います。

なお、御承知かと思いますが、この障害者差別解消法の一部改正がありまして、運用上、これまでは区役所、都庁、あるいは国家公務員など公的機関のスタッフの差別解消のルールというものがあったわけでありますが、今後は民間の事業者においても取り組んでいただくという流れに入っていきますので、その都度、これは今後の協議会なり、必要な場で検討を深めていただければというふうに思います。

この、資料6、7等の関係で何か御質問がございますか。

特になければ、これも一区切りとさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定されました議事は終了をいたしました。皆様方の御協力を得て、この間、前の年度における調査、そして先日行われましたパブリック・コメント、それを踏まえた計画の最終的な取りまとめができたのかなと考えております。もう計画としてまとまっておりますので、これ以上のことはないわけですが、各委員からもやはり災害の問題、緊急時の対応の事柄など、これはやはり何といたってもこの1月1日に令和6年能登半島地震、震度7レベルということを受けて大きな災害が起きたわけで、そういうことへ今週からボランティアの派遣等も進んできているようではありますが、まだまだ地元では安否確認の取れてない方もいて、率直に言って混乱が続いておられるのかなと。地元においても、地理的な環境は随分違うわけでありますが、今後、遠くない将来に直下型地震等も想定される中で、やはり的確な適切な避難誘導、あるいは対応ということが求められる時代に入ってきていると思います。計画の中でも危機管理対応、緊急時の対応、情報提供、その他いろいろと工夫も進んできておりますので、今後とも障害のある方々の福祉、生活支援など、きめ細かく進めていただければというふうに願っております。

それでは、よろしければ、福祉部長さんのほうから何かまとめの話をしていただければと思います。どうぞ。

○松田（浩）委員 ありがとうございます。

本当に、この間、計画の策定、皆さんからる御意見をいただいて、やっとなまとめ上げる

ことができたというふうに思っています。本当にありがとうございました。年明けましたら、この計画を基に、また会長御指摘の防災対策も含めて障害者福祉施策を推進してまいりたいと思いますので、また御協力のほうよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○村川会長 ありがとうございました。

それでは、最後に事務局のほうから連絡事項等ございましたらお願いします。

○障害者福祉課長 障害者福祉課長でございます。

今、部長からもございましたけれども、本当に皆様から数次にわたって協議会において様々な御意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

今後、区として、計画を決定してまいりますけれども、その後パブリック・コメントの対応結果とともに、新しい計画については3月25日の新宿区広報で、こちらは概要になりますけれども掲載する予定でございます。また、全文につきましては区のホームページのほうに掲載をしております。

先ほど事務局からもお話し申し上げましたが、内容の手話通訳つきの説明動画というものも作成する予定でございます。

こちらの委員の皆様には、4月に入ってからになるかもしれませんが、完成した計画書を郵送にて送付させていただきます。

それから、来年度以降でございますけれども、協議会の開催の予定につきましては、また決まりましたら御案内を申し上げますが、新年度になりまして役職ですとか所属先の御異動等ある方もいらっしゃるかと思いますけれども、その際は事務局のほうまでお知らせいただければと思います。

以上となります。本当にありがとうございました。

○村川会長 それでは、これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 4時00分閉会